

埼玉県AED（自動体外式除細動器）貸出要領

埼玉県保健医療部薬務課

【制定】 平成21年 5月 1日

【最終改訂】令和 5年 9月 4日

埼玉県AED（自動体外式除細動器）貸出要領

（目的）

第1条 この要領は、埼玉県において貸出用に配備した自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の取扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。

（貸出用AED）

第2条 この要領により貸出しを行うAEDは、埼玉県保健医療部薬務課に2台配備する。

（貸出対象）

第3条 AEDは、次のいずれかに該当する場合に貸出しを行うものとする。

ただし、いずれの場合においても、利用場所は原則として埼玉県内とする。

（1）埼玉県又は市町村が主催、共催、後援又は協賛する行事

（2）県民が主催する営利を目的としない行事

（3）その他埼玉県が認めた団体又は個人の活動

（貸出要件）

第4条 AEDの貸出しにあたっては、医療従事者又は普通救命講習、上級救命講習その他これらに類する講習を修了した者を行事等の期間を通じて会場に配置しなければならない。

（貸出申請）

第5条 AEDの貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、「AED（自動体外式除細動器）貸出申請書」（様式第1号）を保健医療部薬務課長に提出しなければならない。

（貸出の決定）

第6条 前条による貸出申請書が提出された場合、これを審査し、適当と認められる場合は、「AED（自動体外式除細動器）貸出承認通知書」（様式第2号）を申請者に通知する。

（貸出期間）

第7条 AEDの貸出期間は、原則として、行事等が開催される期間とし、行事等が終了した後は、返却期日までに埼玉県保健医療部薬務課に返却する。また、貸出期間は、原則として、貸出日から7日以内とする。

（経費負担）

第8条 AEDの貸出料は、無償とし、貸出期間中におけるAEDの運搬、保管管理等に要する経費は使用者が負担するものとする。ただし、AEDを傷病者に対して使用した際ににおける電極パッド及び救急セット等の消耗品に係る経費は埼玉県がこれを負担す

る。

(貸出中の管理)

第9条 申請者は、AEDを常に良好な状態で保管することに努める。その他AED（自動体外式除細動器）貸出承認通知書の留意事項を遵守するものとする。

(返還)

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、申請者からAEDを返還させることができる。

- (1) 第4条の要件を満たさなくなったと認められる場合
- (2) 第9条の規定に違反したと認められる場合

(使用報告)

第11条 AEDを使用した場合は、AEDを返却する際に、「AED（自動体外式除細動器）使用報告書」（様式第3号）に必要事項を記載し、保健医療部薬務課長に提出しなければならない。

(事故報告)

第12条 AEDを紛失し、又は破損等させた場合には、「AED（自動体外式除細動器）紛失・破損等報告書」（様式第4号）に必要事項を記載し、保健医療部薬務課長に提出しなければならない。

(損害賠償)

第13条 申請者が故意又は過失によりAEDを紛失し、又は破損等させた場合には、現品、又は相当と認める金額をもって賠償するものとする。

附 則

この要領は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年5月11日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年9月4日から施行する。